慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

| | |
|---|---|
| Title | 十九世紀米国における電気事業規制の展開 (四) |
| Sub Title | The Development of Electric Utility Regulation in the United States of America: 1882-1900 (4) |
| Author | 藤原, 淳一郎(Fujiwara, Jun'ichirō) |
| Publisher | 慶應義塾大学法学研究会 |
| Publication year | 1986 |
| Jtitle | 法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.59, No.7 (1986. 7) ,p.56- 86 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 論説 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19860728-0056 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 十九世紀米国における電気事業規制の展開（四）

藤原淳一郎

第一章　序　言
第二章　十九世紀の電気事業
第三章　事業規制の理論モデル
第一節　州の事業規制
(1)州の事業規制の根拠
(2)州の事業規制の手法
(3)州による料金規制
第二節　都市の事業規制
(1)都市の事業規制の根拠
(2)都市の事業規制の手法
(3)都市による料金規制
第四章　十九世紀の電気事業規制
第一節　会社の設立
第二節　道路使用
(1)フランチャイズの排他性の有無――判例
(2)フランチャイズの排他性の有無――実定法……以上四号
(3)異業種との道路使用をめぐる紛争
(4)住民との道路使用をめぐる紛争
(5)都市の道路管理権
①ポリス・パワー行使の事例　②電柱共架
③フランチャイズ料……以上五号
(6)電線地中化
①ニューヨーク州　②その他の州
第三節　料金等への規制
(1)供給義務・料金に関する判例
(2)実定法上の料金等規制
(3)ガス会社の電気事業兼営問題
(4)他社株式保有問題……以上六号
第四節　自治体営の電気事業
(1)十九世紀の公営電気事業

(2)自治体営電気事業の許容性
①判例の検討　②州法上の明文の授権
(3)自治体による電気施設買上げ
①州法上の規定　②判例の検討
(4)公営電気料金
第五節　ガス・電気委員会――マサチューセッツ州
(1)委員会の目的と性格
(2)委員会の組織と権能……以上本号
(3)委員会の活動例
①ガス会社の電気事業兼営申請事例
②道路使用をめぐる紛争事例　③電燈電力料金
④供給命令　⑤新株及び社債発行認可
第五章　結　語……以上第五回・完

＊凡例

本稿において、判例には、通し番号を付している。ガス・電気委員会（マサチューセッツ州）の決定もしくは命令には、C―記号の下、同じく通し番号を付している。また、参照判例としてガス会社に関する判例にはG―記号、電信会社に関する判例には、T―記号を付している。なお、ニューヨーク州裁判所は、特殊な名称であるが、court of appeals を州最高裁、supreme court と superior court を地方裁判所と訳出した（伊藤正己＝木下毅・新版アメリカ法入門一二四頁、田中英夫・英米法総論下四〇二頁参照）。委員会年報は、前年分の事案を収録しているものであるので、事件に対する委員会の決定の年は、委員会年報の年号（本稿註では、後者を表記）の前年である。

## 第四節　自治体営の電気事業

自治体の経営による電気事業は、それ自体一つの独立した研究テーマを構成する。本稿では、極く限られた論点の検討にとどまっている。

### (1)十九世紀の公営電気事業

いわゆる公益事業の中でも、下水道事業は、ほぼ百%が公営で、[242] 水道事業も、公有化などが行われた結果、一八九〇年時点で、一八七八事業者のうち、八〇六事業者（約四三%）が公営であったが、[243] 電気事業においては、公営のシ

ェアは低かった。

一八九八年時点の資料によると、公営電気事業は、発電設備の一三・五%、アーク灯の八・七%、白熱灯の四・七%、全馬力の五・八%のシェアであり、人口（但し人口は九〇年時点の国勢調査のデータ）でみると、アラスカを含めて、全人口の四・八%に供給していたことになる。地域別分布では、三五三施設のうち、ニューイングランド地方に二八（うちマサチューセッツに一五、ヴァーモントに八）で、ハドソン河とミズリ河の間の八州に二二六（ミシガン四二、オハイオ四二、イリノイ三六、ミネソタ二六、アイオワ二四、ミズリー二〇、インディアナ一九、ペンシルヴァニア一七）、アイオワ以西、オハイオならびにペンシルヴァニア以南に八〇（うちヴァージニア、テネシー、ネブラスカ、ワシントンに各七、ジョージア、テキサスに六）であった。ロード・アイランド、サウス・キャロライナ、ノース・ダコタ、アイダホ、ワイオミング、アリゾナ、ニューメキシコの各州には、公営施設は存在しなかった。供給人口でみると、イリノイ州が一二五万人、ミシガン州が三四万人、ペンシルヴァニア州が一七万人、オハイオ州が一五万人、マサチューセッツ州が一一万人（九〇年時点の人口統計）という。[244] 自治体当りの人口の規模からみると、三〇二事業体（公営）のうち、二五〇〇人未満が一二二、二五〇〇人以上五千人未満が八九、五千人以上一万人未満が五一、一万人以上二万人未満が二〇、二万人以上五万人未満が一六、五万人以上五〇万人未満が三、五〇万人以上一五〇万人以下が一となっており、実に七〇%が、五千人未満の小都市ということが分る。[245]

また、別の資料では、公営の電気事業の全発電に対する割合は、世紀末で、ピークの八%に達したという。[246]

公営電気事業と、私営電気事業とで、いずれの料金が安かったか、種々の分析例がある。経営規模その他種々の条件が事業者によって異なるため、一概には断定出来ぬと考えられる。[247]

(242) Commons, Municipal Electric Lighting, in: EDWARD W. BEMIS, ed., MUNICIPAL MONOPOLIES, 55, 59 (1899).

(243) Baker, Water-Works, in: Id. 3, 19.

(244) Bemis, The Latest Electric Light Reports, in: Id. 183, 186-202.
(245) Commons, supra note 242, at 59.
(246) DOE, supra, note 9, at 4.
(247) Commons, supra note 242, at 55 ff; Bemis, supra note 244, at 183 ff. は、公営の方が安かったとする、代表的な文献である。料金の点を別にしても、コモンスは、特に小都市において、市民と密接なサービスが可能であること、他事業（水道）と兼営することにより、人件費を節約出来ること、株主への利益配分を考える必要のないことを、公営のメリットとして挙げる（Commons, Id. 60, 64, 108）。

### (2) 自治体営電気事業の許容性

自治体が、電気事業を行えるかどうかは、第一に、電気事業の目的が、自治体の行うべき「公的」なものに含まれるかどうか、第二に、自治体は、州により授権された権限しか行使出来ぬという米国法の建前からして、州立法者は、自治体に、電気事業の経営を、認めているものなのかどうかの、二点にしぼられてくる。[248] これを念頭に入れつつ、まず、判例の検討から始めよう。

#### ① 判例の検討

(イ) 主な判例を、まずみてみよう。

〔60〕 **モウルデン対グリーンヴィレ市市議会事件**[249]

【事実の概要】 原告モウルデンらは、グリーンヴィレ市市民で納税者であるが、被告市市議会が、同市の電気事業（街路灯のみならず住宅への供給を含め）のため、発電設備購入契約を締結し、この代金のため市債を発行しようとしていることに対して、差止の命令を申請したものである。原告らの主張は、市議会は、右契約締結ならびに市債発行に無権限ないし権限濫用であること、ひいては原告らの租税負担を増加させること等である。巡回裁判所で、原告敗訴のため、上訴したのが、本件である。

【判旨】 都市自治体が、市域を照明する権限は、市の権限としてのポリス・パワーの承認の中に、含まれている implied と解する。本件市は、契約によってガス灯照明をしていたところ、今回は自ら電灯事業のための設備を購入しようとするところが、問題になる。しかし、〔自ら行うか、契約により私企業に行わせるかは〕市の裁量であって、許されるものである。

しかしながら、市が、個人の住居や事業所にも電気を供給するための発電設備を購入することを、支持することは出来ない。市は、私的事業 private business に参入することは許されない。市債は、市の公的使用目的にのみ発行しうるものである。

右の点で、本件を州巡回裁判所に差戻す。（サウス・キャロライナ州最高裁、一八八九年一二月期）。

〔61〕トムプソン・ヒューストン電気会社対ニュートン市事件[250]

【事実の概要】 原告会社トムプソン・ヒューストン電気会社〔前出〔8〕〔24〕〕は、コネティカット州法下で設立され、被告アイオワ州ニュートン市との間に、道路フランチャイズ契約と並んで、街路灯契約（九〇年一月二三日終期）を結んでいた。ところが、被告市は、道路、広場のみならず、個人宅にも電灯を供給する電灯事業を自ら始めるべく、設備建設のため、一万四千ドルの市債の発行と、その利子の支払等のための（原告会社の所有財産をも対象とする）資産課税を提案し、右提案は九〇年三月の市議会選挙の争点ともなった。原告会社が、市の電気施設の設置と市債発行との、禁止命令を申請したのが、本件である。

【判旨】 アイオワ州法は、市に、電灯〔事業〕施設の〔自らの〕設置と管理、もしくは〔私企業への〕設置の許可の権限を、与えている。但し、いずれの場合も、当該市の有権者の投票により認められるまでは、行えないと規定している。さらに、右〔公営〕目的のため、負債総額が当該市内の課税可能財産の総評価額の五%を超えない範囲で、市は、市債を発行しうると規定されている。

本件提案は、原告会社の損失をもたらしうる。かといって、被告市が原告会社に、排他的権利を認めることなしに、単に施設設置を許可したことだけをもって、被告市が市民の利益のために行う〔自らの〕設備設置を、排除することは、出来ない。

州法は、電灯の公的使用目的と私的使用目的との間の区別なしに、市に電灯事業を認めている。市が、ガス事業ないし水道事業を行うときに、道路ならびに市の他の公的場所にのみ供給すると制限されておらず、私的使用のためにも同様に供給しうるというのは、一律のルールであり、イリノイ州法は、今や、電灯事業の設備も、同じカテゴリーに置いたのである。

その他の点について〔本稿では省略〕違法性はなく、原告会社の請求は認められない。（連邦巡回裁判所、一八九〇年六月二

四日)。

〔62〕クロウフォーズヴィレ市対ブラーデン事件[251]

【事実の概要】 被上告人が、上告市クロウフォーズヴィレ市の電気事業に異論を唱え〔判例集からは請求内容不明〕、巡回裁判所で被上告人勝訴、市が上告したもの。

【判旨】 市は、州法上の明文の規定がなくとも、包括されたもしくは固有の権限 implied or inherant power としてのポリス・パワーの行使として、道路、公園等の電気照明〔事業〕を行いうる。そして、財産と生命の保護のためのポリス・パワーの行使として、道路・公園、と同時に、〔市は〕、私人の住居ならびに店舗の照明を(財産と健康の保護のため)行いうると、我々は考える。上告市は、〔ポリス・パワー行使に際しての〕妥当な裁量 sound discretion の行使において、水道のように、電灯を、公的場所のみならず、私宅や店舗に供給する権利を承認される。上告人の異議は認められる。(インディアナ州最高裁、一八九一年一一月期)。

〔63〕クリステンセン対フレモント市事件[252]

【事実の概要】 原告クリステンセンは、被告フレモント市の住民で納税者である。被告市は、電灯事業を計画し、一八九四年七月市議会の承認を受けた余剰金の一般基金 general fund 組入れを、九五年二月に、一万八千ドルについて行ったのち、市議会は同月、この一般基金を、電気事業のための設備建設に用いうるとのオーディナンスを発した。原告が、電灯システムの建設の禁止と、一般基金を右システムのために支出することの禁止を求めたものである。

【判旨】 ネブラスカ州法 (L. 1889, Ch. 19) は、「当州のいかなる二級市も、電灯システムの設置及び運営の権限を与えられ、市議会は、この目的のため、……租税を賦課しうる」と規定し(一条)、さらに租税で不十分なときは、市債を発行しうる(二条)と規定している。

街路灯照明〔事業〕を規制する〔ポリス・パワー〕は、明示的には、私的建物の電灯のための施設の維持を、権限づけるものではない。先の一八八九年法の規定からのみ、私的需要家への電気供給目的に、市の歳入を用いることが出来るのである。

右規定は、電灯事業のための租税ならびに市債発行を規定する。しかし、本件被告は、右のいずれも計画せず、一般基金から

まかなおうとしている。電灯事業の目的のため、既に利用しうる財源が、被告市には備わっていたというだけであって、右州法の〔電灯事業実施の権威づけ〕適用から外れるものではない。よって、〔原告のインジャンクション請求を認めなかった〕原審判断正当。（ネブラスカ州最高裁、一八九五年五月二一日）。

〔64〕ミッチェル対ネゴウニ市事件[253]

【事実の概要】 被告ネゴウニ市（人口六千人）は、二社との間に、蒸気プラント steam plant と電気施設の契約（前者が三四七四ドル、後者が六五〇〇ドル）を締結した。これに対し、同市に最近編入された地域の大地主ミッチェルらが、右契約の実施の禁止を、訴求したところ、巡回裁判所で請求が棄却されたため、原告らが上訴したものである。

【判旨】 第一に、右契約時に、その代金相当額を市が有していなければならないという原告らの主張は、理由がない。第二に、九一年ミシガン州法は、公営電気事業実施の可否は「次回通常選挙で」決するとしているが、同市チャーターによる特別選挙によりうる。第三に、原告ら所有地は広大な原野で、電気事業の恩恵に浴する地域でない。そこで、市中心部の公的目的のための電気事業にならともかく、中心部の住民のための私的目的のためにも、公営電気事業を行なうときは、原告らに〔そのための〕課税は出来ない旨、原告らは主張している。〔クーリーの『税法』を引用しつつ〕判例の中には、単なる課税目的のためにのみ市域を拡大し、その地域が何ら市の行政の恩恵に浴さぬときは、不公正で許されぬとするものもあるが、市域拡大も課税も、立法権の行為であって、司法権は一般的権威を有しない〔つまり、立法裁量事項である〕。さらに、市が、公用のみならず、住民への電灯供給が出来るかどうかは、九一年州法さらに九三年州法は、「道路ならびに公園への電灯の供給と、市議会が適当と考える条件ならびに期間による市民への電灯の供給」を、市に認めている。〔さらに、マサチューセッツ州最高裁の意見書（次の②参照）も引用する〕。なお、水道は必要でも、電灯はぜいたくだから、個人への電灯供給は、公営の対象にはならぬとの批判があるが、現代生活においては、必要であり、州立法者の〔市に〕授権しうる範囲内と考える。原判決を確認する。（ミシガン州最高裁、九七年六月七日）。

G―〔5〕ベイリィ対フィラデルフィア市事件[254]

【事実の概要】 被告フィラデルフィア市は、ガス事業を、自治体〔直営〕でなく、事業法人 a business corporation として行

ってきた。市が、右ガス事業施設を、ユナイティッド・ガス・インプルーヴメント会社に貸与 lease することにしたため、原告〔住民〕らが、右の貸与の禁止を求めて、出訴した。民事裁判所で、被告勝訴のため、原告が上訴したものである。

【判旨】 原告らは、第一に、ガス事業を土木局 (Department of public works) が管理するとの州法に違反するという。しかし、右州法は、自治体〔直〕営の事業の執行方法を定めるものに過ぎず、しかも、ガス事業を継続せよと強制している規定でもない。第二に、ガス灯事業は市の義務であること、さらに、貸与により排他的フランチャイズを、ガス会社に認めることは、違法であると主張する。仮にガス灯事業の所有 ownership が市の義務 duty なら、貸与 lease によって、その義務を免れることは出来ない。しかし、本件ガス事業は、事業法人 business corporation として所有するものである。貸与方式の方が、より利益になり、便益的だとの理由で、貸与しようとするものである。本件は、事業財産の貸与に過ぎず、ガス会社に、フランチャイズを設定するものではない。フランチャイズ付与は、(州の) 立法行為で〔事業法人が与えうるものでないので〕ある。第三に、原告らは、右契約は、市の債券 (公債) 所有者に対する市の義務を損なうものだと主張するが、そのようなことは、認定されない。

したがって、原告らの異議を退け、原審 (原告請求棄却) を確認する。(ペンシルヴァニア最高裁、九八年二月二一日)。

〔65〕 **リンチバーグ&リヴァモント軌道鉄道社対ダメロン事件**[235]

【事実の概要】 被上告人ダメロンは、リンチバーグ市の納税者である。リンチバーグ市は、市への電気供給契約を、上告人リンチバーグ&リヴァモント軌道鉄道会社と締結し、この契約の中で、同社の新発電施設建設のため、右建設される施設を担保として、四万ドルの社債を発行し、同市が、同社債の元本と利子の支払いを、社債購入者に保証することがうたわれていた。右保証契約の禁止を、被上告人が請求した〔被告は、同市と同社と思われる——筆者〕ところ、巡回裁判所で請求が認められたため、上告会社が上告したものである。

【判旨】 市が右の保証を行うことにより、市は被上告会社に債権を有することになり、もし市が望めば、右施設を買上げることも出来るので、適切な契約であるとの主張がある。

しかし、同市は、保証される社債に、何ら利害を有しないものであり、それらが発行されることにより利益をこうむる上告会社とも、利害を有しないものである。

〔市に電灯をひくため、自ら電灯事業を営む〕特定行為のため市の基金を使える市が、同じ行為〔電灯事業〕を他者にやらせ

るために、その信用を貸すということは、州法の認めるときでなければ、出来ない。

よって、原判決に誤りはなく、確定する。（ヴァージニア州最高裁 Supreme Court of Appeals 九八年一月二七日）。

〔66〕ワイアンドット電灯対ワイアンドット市事件[256]

【事実の概要】 八九年九月、原告電灯会社が、ミシガン州製造会社法の下で設立され、同社は、被告市から、道路使用の許可も得た。ところが、九年後の九八年になって、被告市（市議会）は、同社の道路許可を取消し、電柱・電線を撤去する旨の決定 resolution をなした。これに対し、原告会社が出訴したものである。

【判旨】 被告は、原告会社には道路フランチャイズが州法から直接に与えられていないため、被告市にはフランチャイズ付与の権限がないと主張している。

原告会社が、仮に州会社法の電灯会社として設立されていれば、同法により、電話と同様、州法上直接に、フランチャイズが認められる。これは、電灯が電話同様、住民にとって必須のもの essential だからである。原告会社が製造会社法により設立されたのは、誰かのへま somebody blundered である。

州は、九年間、原告会社の設立を適法と認めており、被告市も、九年間、適法な会社としてフランチャイズを認めてきた。被告市は電灯事業に既に進出し、原告会社の財産を破壊し、顧客を自己の顧客にするため、同社をつぶそうとしている。被告市には、原告会社設立時のフランチャイズ〔の成否〕を問題にする権限はなく、州のみが、問題にしうるというのが、我々の見解である。

〔また、市のフランチャイズ付与権の有無については〕電柱・電線の設置ならびに保守の合理的規制と、危険なものの除去をなしうる権限は、市（議会）に存する。（ミシガン州最高裁、一九〇〇年五月一五日）。

〔67〕サウスウエスト・ミズリー電灯対ジョプリン市事件[257]

【事実の概要】 九一年一〇月、被告市は、電灯事業に対し二〇年間のフランチャイズを付与しうる旨のオーディナンスを発したのち、原告会社に、二〇年間のフランチャイズを与えた。ところが、九九年二月になって、被告市は、〔九一年ミズリー州法により都市公営の電灯事業が認められていることから〕、電気施設の保有のための市債務増の許否に関する特別選挙の実施を決め、選挙ののち、（市自らの）電気施設の建設の目的の三万ドル公債の発行を決め、当該施設は建設され、操業している。本件訴え

は、営業目的のための私的需要家への電気供給のために、市が電気設備を保有し供給することの禁止を、原告会社が求めたものであり、被告市の、公共目的 public purpose のための電気供給の禁止は、求めていない。

【判旨】 二〇年間のフランチャイズを被告市が原告会社に与え、それが営業を続けている以上、被告市は市民への電灯供給の権利と特権とを侵害できない。しかし、この原則は、ミズリー州法が、市に電気事業を自ら行う選択権 option を与えたことから、市が競争者になりうるということになるのだろうか。〔判決は、従来の判例、とくに水道事業をめぐる判例を検討したうえで〕、九一年のオーディナンスにおいて、「そこから得られる利益を考慮して」二〇年間のフランチャイズを被告市は、認めたのである。被告市が、九一年州法の下で、二〇年間のフランチャイズを原告会社に認めるという選択 option を行ったときには、自らは九一年州法による電気事業を行わないということを（あたかもオーディナンス自体の中にイタリック体で明記されたのごとく）保障しているのである。以上が、現行州法と、事案の公正さから導かれる結論である。仮禁止命令 temporary injunction を認める。（連邦ミズリー巡回裁判所、一九〇〇年三月三一日）。

(ロ)公営電気事業が、全く白地地域、すなわち、電気事業が行われていない区域で始められる場合には、問題は、公営電気事業の許容性のみに限られてくる。ところが、既に民営の電気事業者が事業を行っている地域において、公営電気事業を始めるときには、これら民営（先行）事業者との関係も、問題になってくる。既にみた〔34〕事件では、公営事業開始後に、妨害となった民営事業者の電柱・電線を撤去した事例であったし、〔56〕事件は、民営会社排除のために、市が、道路フランチャイズを認めたオーディナンスの改正等を計画しているという事例であった。〔66〕事件も、意図的に民営会社つぶしをはかろうとしたもので、事業設立の根拠州法を誤まっていたため、州法上は、道路フランチャイズが直接には与えられていないのに目をつけ、道路使用許可を撤回しようとしたもので、九年間も適法として扱ってきたことから、禁反言 estoppel 的に、許可を撤回出来ないし、設立チャーターの問題は、州権限であって、市は問題にし得ないと判示した（つまり、危険防止等の権限行使としてしか、許可を撤回できぬが、本件では、ポリ

ス・パワー行使事由は存在しないとしたのである）。

右の三件は、意図的に、先発民営会社を妨害しようとした事例であったが、そうでなくとも、民営事業者の営業区域に、公営が参入してくることは、民営にとっては打撃である。自治体が、電力会社に「排他的フランチャイズ」を付与していなければ、電力会社は、公営事業を排除することは出来ないというのが、〔61〕事件である。他方、〔67〕事件では、州法上、公営電気事業を行いうる状況下で、二〇年間の道路フランチャイズを市が認めたときには、市は、自らは電気事業を行わないという選択肢の方を選択したのだから、電気事業者のフランチャイズを侵害する形での事業参入は、出来ないとするものである。ただ、本件では、街路灯部門について、事業者は争っていなくて、商店・住宅等への私的供給部分のみの差止めを求めたものである。これも、一種の禁反言的な事案の処理である。しかし、右の二〇年の道路フランチャイズというのが、「排他的フランチャイズ」でなければ（判旨は、排他的かどうかにつき言及していない）、市の参入を認める余地は、論理的には残されているように、筆者には思われるし、他方当事者が争わなかったと言うものの、街路灯については、判旨も事実上市の進出を認めてしまっていることは、論理的には、ちぐはぐな感じがしないでもないが、結論の妥当性は、疑う余地はないだろう。

公営にまで踏み切らないで、民間事業者に行わせるが、その社債について、債務保証をしようとしたのが、〔65〕事件である。理屈としては、将来市が買収するときの貸しをつくるということなのだろうが、社債を保証することについて、市は直接的利害を有しない（間接的には、資金が調達されることにより、相手会社が、契約通り、電灯を供給しうるが）ことから、州法の認めるところではないとしている。つまり、直接公営で行うために公債を発行したり、市の基金を使うということはあっても、他人に契約によって電灯事業を行わせるときには、経営責任を市が持つわけでもないような他社の債務保証は、出来ないという論法であろう。

直営ではなくて、事業法人の形態をとったガス灯事業において。施設をリースすることの適法性が争われたのが、

G—〔5〕事件である。リース方式の方にメリットがあるなら、可能だと判示しているが、これは、事業法人でなくても（直営でも）成り立ちうるものであろうか。

(ハ)公営電気事業そのものは、州法上明示的に市に授権されていようと（〔61〕〔63〕〔64〕）、されていまいと（〔60〕〔62〕）、市の「ポリス・パワー」の行使の一つとして、電気事業を自ら行いうるとするのが判例である。もちろん、自治体がその財務会計法上の諸制限を遵守しての上の話であることは、言うまでもない。

対立している点は、市がポリス・パワーの行使として行いうるのは、道路・公園の照明のみであり、個人住宅、店舗、事務所等への供給は、ポリス・パワーの範囲を超えるものであるとして、公営電力を、街路灯照明用に限定的に肯定する見解（〔60〕）と、個人住宅・店舗用ですら、住民の財産・健康の保護のために必要であり、したがって、およそ電灯事業は、全てポリス・パワーの行使として、認められるとの見解（〔62〕）とである。基本的に前説（限定肯定説）に立ちつつも、たまたま州法により何の区別もなく電灯事業が認められているため、実定法上、制限なく電灯事業を行いうるとする事例（〔63〕）もある。ガス事業や、水道事業については、使用目的を云々しないで、公営を認めており、これと同様に、電気事業を位置づけるかどうか（〔61〕、但し州法上の授権あり）が、この時代の一つの争点であったと、言えよう。[258]

公営電気事業の許容性は、主として、住民訴訟として提起された事件において、論じられているようである（〔60〕〔62〕〔63〕〔64〕〔65〕、G—〔5〕）。これらにおいて、電気事業進出のための契約締結、公債発行等により、ひいては、租税負担増につながるという因果関係により、納税者訴訟を用いているものであるが、一件、特異な主張として、自分の所有地には、恩恵をこうむらないというのが、〔64〕事件である。仮に、租税収入だけを狙って、原告所有地（原野）にまで市域を拡大し、併せて電気事業を公営で行うというのであれば、少なくとも原告に対する関係では、市域編入なり、課税行為が、違法になる可能性があるように、筆者には見えるのだが、判旨は、立法裁量論を持ち出して、

詳論を避けている点は、注目される。

最後に、仮に先発民営事業者の存在する地域に、公営電気事業が参入したとき、前者に「排他的フランチャイズ」が設定されていない限り、仮に競争から脱落しても、民営事業者は、補償請求出来ないと解されている。[259] このような場合の不公正 injustice を避けるための一つの方策が、市による電力会社の設備の買上げである。[260] その詳細は、(3)で検討を加えることとしよう。

(248) Parsons, The Legal Aspects of Monopoly, in: BEMIS, ed., supra note 242, at 425, 426.
(249) Maulden v. City Council of Greenville, 33 S. Car. 1, 11 S. E. 434.
(250) Thompson Houston Electric Co. v. City of Newton et al., 42 Fed. Rep. 723.
(251) City of Crawfordsville et al. v. Braden, 130 Ind. 149, 28 N. E. 849.
(252) Christensen v. City of Fremont et al., 45 Neb. 160, 63 N. W. 364.
(253) Mitchell et al. v. City of Negaunee, 71 N. W. 646.
(254) Bailey et al. v. City of Philadelphia et al., 39 Atl. 494.
(255) Lynchburg & Rivermont Street-Railway Co. v. Dameron et al., 28 S. E. 951.
(256) Wyandotte Electric Light Co. v. City of Wyandotte et al., 82 N. W. 821.
(257) Southwest Missouri Light Co. v. City of Jopin, 101 Fed. R. 23.
(258) 12 McQUILLIN, supra note 34, at 412 によると、今世紀一九七〇年執筆時点で、「一般的ルールは、街路灯の目的のために自ら電灯施設を有する自治体によ〔り行われ〕る私的市民への電気の販売は、もしその販売の結果が、街路灯照明への実質的な悪影響 material impairment をもたらさない限り、裁判所によって干渉されない」という。
(259) CURTIS, supra note 31, at 239-40.
(260) CROSWELL, supra note 52, at 163.

② 州法上の明文の授権

(イ)判例の一部にも、明示的に、自治体に電気事業の権限を与える州の例がみられた（〔61〕〔63〕〔64〕）が、クロスウェルによると、九五年時点で、アイオワ、コネティカット、マサチューセッツ、ミシガン、ミシシッピー、ネブラスカ、オハイオ、ペンシルヴァニアの各州に、右の趣旨の規定が設けられている。[261] また、パーソンズによると、その後、インディアナ、カンサス、ミズリー、ユタ、ワシントン、ウィスコンシンの各州で、自治体による電気事業施設の建設ならびに経営、ないしは（次の(3)で述べるところと関連するが）既存の事業施設の買上げ〔による事業の実施〕が認められ、サウス・キャロライナでは、州憲法（九五年）で、市町に水道・照明事業を認めている。[262]

(ロ)右のうち、マサチューセッツ州では、九一年に州法を制定する前年の九〇年五月二二日、議会が、州最高裁に対して、次のような質問状を発している。「当〔マサチューセッツ〕州内の市と町とに、市と町の公道と公の建物での使用のため、ガスもしくは電気を製造する権限を与える法律をつくることは、州議会の憲法上の権限の範囲内であるか」という第一の質問と、「当州の市もしくは町に、その住民に照明を供給するために、ガスもしくは電気を製造する権限を与える法律をつくることは、州議会の憲法上の範囲内であるか」という第二の質問を発し、その意見を求めていた。これに対するマサチューセッツ州最高裁判事の五月二七日の意見書は、まず、右の質問は、単にガス灯もしくは電灯事業の権限を自治体に与えるかどうかの問題にとどまらず、右事業の〔財源のための〕課税の問題にも関連すると指摘した上で、仮に右事業が、公共サービス public service、すなわち、個人に対してではなく、地域社会 community に対するサービスであるならば、このための課税も、利用者への合理的な料金徴収も、自治体に授権しうるとの一般命題を定立する。その上で、第一点につき、自治体の道路・公の建物の管理 maintenance は、公共サービス public service であり、住民の共通の便宜から、右への照明が要求されうるとする。もし立法者が、道路と公の建物への照明を自治体に授権しうるなら、〔私企業から照明用の電気もしくはガスを〕買う権利と、自治体自らが

製造する権利とを、区別出来ない〔つまり、いずれの途も可能〕と考えるとして、肯定的に答える。次に、第二点につき、水道や下水道と比較して、本件照明は、水道のように絶対必要 absolutely necessary ではないが、快適な生活 comfortable living のためには、必要であるとする。全ての人が、自分自身の〔家屋の照明の〕ために、ガスもしくは電気を製造することは不可能で、仮に自治体内でガスもしくは電気の一般使用のために、会社又は自治体により供給するときには、道路を使用するか、又は収用権 eminent domain の行使なしには、行いえないものであるとする。そして、仮に立法者が、住民に照明目的の電気もしくはガスの製造ならびに供給の権限を自治体に与えることによって、当該自治体住民の共通の便益と福祉 common convenience and welfare とが増進されるとの意見であるならば、立法者は、右権限委譲が可能であると結論づける。[263] 但し、最後に、議会の草案では、照明用のみならず「暖房と動力」用の電気・ガスも予定されている点に触れ、右までは公共サービス public service に含まれるかどうかの検討までは行っていないと断わっている。[264]

右の最高裁の意見書は、合憲性の判断の部分で、一七一三年と一四年とに行われたボストン市の穀物備蓄と放出と対比させながら、電気ならびにガスの供給は、サービスの一般便益性、個人での実施不可能性、道路の特別使用ないし収用（eminent domain）の必要を挙げる。パーソンズは、このうち、道路の特別使用は、「公共性」の理由にならぬ、何故なら、学校、博物館、病院、市場などは、道路の特別使用と関係ないではないかとする。彼は、裁判所の意見書の要点は、「つねに私企業によって行われている事実……に、何故市や町がこの〔公営〕事業形式をとらねばならぬのか」という点、つまり、私企業との競争で行われる通常の事業 ordinary business への参入に反対している点にあるとする。しかし、彼は、私企業との競争云々と、目的の「公共性」とは、別次元の問題であって、仮に「公共性」があれば、自治体に〔参入するかどうかの〕決定権があるのであって、裁判所の判断すべき事項ではないとする。[265] 右のうち、道路の特別使用は公共性にとり、「一要素」とみれば、何ら批判するに当らないのではないだろうか。また、

私企業との競争云々も、「公共性」判断の消極要件を言っているにとどまる気が、筆者にはしなくもない。

(ハ)右の州最高裁の意見書を経て、マサチューセッツ州は、州内の市と町とに、ガス灯もしくは電灯事業の権限を、九一年法で認めたのである。右の意見書で、見解が保留されている「暖房、動力のための電気事業」は、規定には織り込まれず、「いかなる市もしくは町も、本法の制限の下、その区域内において、自治体用の照明のための、ならびに、〔照明を〕要請しその供給量に〔対価を〕支払う住民〔個人〕の照明のための、電灯もしくはガス灯の〔エネルギー〕製造のための一つないし複数の施設もしくは流通のための施設を、建設し、購入し、貸与し、または設置し、保守管理してよい may」と規定された(L. 1891, Ch. 370, §1)。[266]

(261) CROSWELL, supra note 52, at 163-7. 但し、同書のわずか数年前に刊行された 1 FOOTE & EVERETT, supra note 68, at 398, 1212 によると、これら州のうち、コネティカット、ミシシッピーの両州では、水道事業のみが公営事業であった。

(262) Parsons, supra note 248, at 446-448.

(263) Opinion of the Justices to the House of Representatives, 150 Mass. 592, 24 N. E. 1084.

(264) 150 id. 598.

(265) Parsons, supra note 248, at 429-30.

(266) Cf. 1 FOOTE & EVERETT, supra note 68, at 1083.

### (3)自治体による電気施設買上げ

#### ① 州法上の規定

(イ)マサチューセッツ州

マサチューセッツ州の(2)②で述べた九一年法は、その一二条に、市の側からの既存設備の買上げの規定をおき、一三条に、会社から市への買上げ請求の規定を設けた。両条は、長文の条文であり、大要のみ訳出する。

一二条：〔照明事業のために必要な市の二回投票のうちの〕第一回投票時に市域内に存在するガス灯もしくは電灯事業の設備が、本法の規定に適合するものなら、市もしくは町（以下、市）は、自らの施設を設置する前に、それらを購入するものとする（shall purchase）。一社が、ガスと電気との両設備を有しもしくは営業していれば、買上げは、両者の施設を含むが、仮に市がガス設備の設置のみもしくは電気設備の設置のみを可決したのであれば、当該〔事業を行う予定の〕一方のみを購入するものとする。仮に、当該市域内に、中心的ガス施設もしくは発電施設ならびに流通設備が存在するときには、市は、当該全施設及び財産（the whole of such plant and property）を、「公正な市場価格 its fair market value」で購入するものとする。右価格には、〔二回投票のうちの〕最終投票時の現実の収益（actual earning）、私人からの〔土地〕賃貸権（locations or similar right acquired from private persons）に、市域外に存在する設備部分の分断による損害を加え、設備に設定された抵当権等を減じる。右価値は、将来の収益力（future earning capacity）や営業権（good will）、公道での排他的特権の計算による増大なしに〔つまり、この三つは対象に入れず〕評価するものとする。仮に、中心的ガスもしくは発電施設が、市域外にあるときは、当該市域内の設備のみを購入し、その価格は、設備分断による損害の加算を許さず、他は右の評価基準による。

一三条：市に一二条の下での財産の購入義務の強制を望む（desireing to enforce the obligation）いかなる人、会社、団体も、〔市の事業化のための〕最終投票後三〇日以内に、〔購入対象の〕詳細な財産目録と、売却時期の申入れとを、市の事務官に登録するものとする。もし、〔市と売却希望者との〕当事者が合意に達し得ないときには、目録登録後六〇日以内に、いずれかの当事者は、州最高裁判所もしくは判事に請願の申請をし（apply by petition）、裁判所もしくは裁判官は、両当事者に聴聞の機会を与えつつ、買上対象、価格、時期、条件等を裁定するところの、特別委員 special commissicner(s) を指名する。[267]

一二条で、市に原則的な購入義務を負わせ、且つ価格の基準も示しておいて、一三条で、会社側からの買上げ請求の手続と、仮に両当事者で合意に達しない時の、裁定方法を定めており、かなり念の入った規定となっていることに、気付くのである。

(ロ)その他の州

ペンシルヴァニアの九一年州法は、自治都市 borough は、市域内の電灯会社の設備を買上げることが出来、価格

について市議会と会社多数株主との合意が成立しなければ、民事裁判所 common pleas の指名する七名の委員（当該市の納税者でも、電灯会社の株主でもない中立的人物）による価格評価報告（これには、設備、フランチャイズ、会社のこうむる損害を含む）と利害関係人による集会 meeting を経て、右報告書に不満の当事者は、三〇日以内に裁判所に異議を申立てることが出来、さらに州最高裁まで争いうるとした。なお、当該市においては、電気設備等の買収に伴う市の負債増の可否について、投票を行うことが要求された。[268]

他方、ミネソタ州では、五年間の（自治体）フランチャイズ終了時に、市もしくは村の三分の二以上の（賛成）投票により、自治体議会は、収用価格で at eminent domain value 当該事業を買上げた上、所有し、且つ当該（ガス、電灯、軌道鉄道、水道、電話、熱供給）事業を行いうる旨、定めた（L. 1894, Ch. 2592）。[269]

② 判例の検討

〔68〕シチズンズ・ガス灯対ウエイクフィールド住民事件[270]

【事実の概要】 申請会社シチズンズ・ガス灯会社は、マサチューセッツ州法下で設立され、ウエイクフィールド町を中心供給区域とするガス製造会社であったが、必要な手続を経て、電灯電力事業にも進出し、中心的な発電施設は、ウエイクフィールド町にあった。ウエイクフィールド町は、自ら電気事業を行うべく、一八九一年の州法に従う投票も済ませた。申請会社は、同法に従い、同社所有の電気設備の買上げを、同町に申請した。これに対して、被申請人は、第一に、同町が申請人からの買上げに関する投票を行っていないこと、第二に申請人の買上げ希望対象設備に、無許可の電柱・電線の含まれていること、第三に、申請人が、買上げのために必要な資産目録 Schedule of the Property を作成していないこと、第四に、法定期間内に買上げを申請しなかったこと、第五に、そもそも町が電気事業を行い、そのために申請人の施設を買上げる根拠となっている、九一年法自体が、憲法違反である旨、主張した。

【決定要旨】 一八九一年法（St. 1891, C. 370）一三条は「当該市又は町が〔ガスもしくは電気の製造ならびに供給のための〕設備を設置することを決定する最終投票の通過の日から三〇日以内に、〔ガスもしくは電気の製造ならびに供給のための、現存

する〕財産の市又は町の購入の義務を強制したいと望むいかなる人、会社、団体も、そのような財産を記載した詳細な目録ならびに売却の期日の提案を……」と規定している。このことから、第一点の、町の投票は、買上については特に必要とはされていない。

次に、申請会社は、州ガス・電灯委員会から、九〇年五月二七日、一般的な道路使用を認められたにとどまり、電柱の設置場所 location は、町から指定を受けねばならぬとされていたが、右指定の申請を行わなかった。しかし、本件で、町が購入すべき特定の財産かどうかは、一三条の下で指名される委員が、価格、その他の売却条件と共に、決定すべきことであって、当該電柱が違法に設置されていても、〔買上〕申請の瑕疵 defeat とはならない。

第三に、財産目録は、町に交渉のための情報を提供するか、仮に両当事者〔町と会社〕が同意出来なかったときに、委員に、決定のため必要で便宜な目録を提供するためのものである。本件目録が、このため不十分であったとは考えない。

第四に、町の最終投票日は九二年八月一五日で、九月一二日に、申請会社の支配人ならびに秘書は、町に対して、買上げ希望の申入れをしていたが、同社の株主会議は、九月一九日に、ようやく売却の決定（支配人の行為の追認）を行ったに過ぎず、一三条の要求する「三〇日」を徒過していたかのようである。しかし我々は株主会議の決定は、支配人等の当初の行為の権限と同等 equivalent〔つまりは、九月一二日に会社からの意見表示が行われた〕と解するのである。

第五に、九一年法は、違憲ではない（Opinion of the Justices, 150 Mass. 592〔本節(2)②(ロ)〕）。本法は、自治体に、ガス・電気事業を強制する compulsory ものではない。仮に、町が本法の下で行動することを選べば、本規定に合致し、利益とともに負担も負うというものである。もし財産が町により公共のため収用されれば、所有者は合理的補償を請求できるが、州法下で、任意に in voluntarily その権利と義務とを、裁判 jury trial とは別の方法で定める当事者には、権利の章典は、適用できない〔つまりは裁判所が決しえない〕。（マサチューセッツ州最高裁、九四年五月一八日）。

〔69〕ハドソン電灯会社対ハドソン住民事件[21]

【事実の概要】本件も、〔68〕事件と同様に、申請人会社ハドソン電灯会社が、ハドソン町に、九一年州法（St. 1891, C. 370）一三条に従って、電気設備の買上げ義務の強制を申請したものである。

【決定要旨】申請会社が町に買上げ申請をし、さらに〔一三条にしたがって〕最高裁事務官に申請を登録したのちにおいて、

町は申請会社の財産の買上げの責任を免れえない。

申請会社は、その権利を主張するためには、〔町の〕最終投票から三〇日以内に町の事務官に売却資産目録を登録するのみならず、右登録の六〇日後以内に、「最高裁への申請 petition、もしくは、それについて裁判官に、事実の説明ならびに両当事者間の裁定の申請 praying an adjudication」をしなければならない。申請会社は、裁判所事務官に右期限内に申請は行ったが、裁判官は同席しておらず、かつ、その後二年半もの間、いかなる手続きも行われておらず、申請人の裁判所への申請は、不適法である旨、被申請人は主張する。しかし、裁判所への申請登録は、瞬時の行為であって、事務官への申請をもって足りると解する。登録後、合理的な時間内に訴求 prosecute しなかったため申請人がその〔買上げ申請〕権利を失った旨、被申請人からヒアリングの要求が出ない限り、「委員は指名されねばならない」。（マサチューセッツ州最高裁、一八九五年四月一日）。

**G―〔6〕コンヴィングトン・ガス灯会社対コンヴィングトン市事件**[272]

【事実の概要】 五二年一二月、被告コンヴィングトン市とJ・サウスゲイトとは、五〇年間のガス事業の排他的フランチャイズ契約を締結し、この中で、六九年から五年毎に、（一年間の予告期間をおいて）市がガス会社の施設の買上げ選択権を有することが定められた。サウスゲイトは、右フランチャイズ権を原告コンヴィングトン・ガス灯会社に譲渡し、同社は、五四年から営業を始めた。市は、六七年に、六九年での買上げを計画したが、買収価格の算定に不満のため、中止した。そして、九七年になって、九九年での同市の買上げ権を、競争入札により、譲渡しようとした。そこで、原告会社が、市を相手取り、買上げ選択権売却の停止を訴求したところ、巡回判事は仮停止命令 temporary injunction を認めたが、当州最高裁で右命令は解除された。そこで同市が入札を行ったところ、一社は、五一五〇ドルでの現金での購入（提案）にとどまったが、被告サバーバン・電気会社 Suburban Electric Co. は、一年間、公共用建物と一部の街灯への電気を無料とすること、フランチャイズ五〇年終了時（一九〇二年）まで、ガス料金を割引くことを提案していたため、被告市は、九七年一二月、被告会社と、買上選択権売却の契約を締結した。これに対し、原告会社は、先の（市を被告とする）請求を修正し、新たに、被告会社には、右契約手続の差止めを求めた。巡回裁判所は、被告勝訴の判決であったため、原告会社が上告したものである。

【判旨】 原告会社は、第一に、被告市は第三者に買上げ権を譲渡出来ぬこと、第二に、被告市は、六七年に既に買上げを中止していること、第三に、被告会社には、ガス事業を行う権限のないことを、主張している。

第一点について、道路・公園の照明は、市の権利であると共に、最善で最も安価で最も承認された方法で供給することは、義務でもある。五二年の当初の原告市とガス事業者との契約にある買上げ選択権条項は、価値ある財産権を保障するものである。仮に市が、何らかの理由で自ら行使できないかもしくは行使する意思のないときに、右財産上の利益が無になると主張することは出来ないのであって、〔一般の財産同様〕譲渡できるものである。第二の点は、五年毎に権利行使が可能になるものであって、六七年の件は、エストッペルを構成しない。

第三点について、被告会社は、三電灯会社（コンヴィングトン電灯、ニューポートのサバーバン電灯・熱供給・電力会社、デイトンのシチズンズ電灯）が合併したものだが、いずれの前身会社とも、電気事業のみがチャーター上うたわれているにとどまる。よって、被告会社は、ガス事業を行いえないものである。

右から、原告会社の修正請求は認められ、被告市は被告会社との間で〔原告会社の〕ガス施設買上選択権購入契約を禁止される。（ケンタキー州最高裁 Court of Appeals 一九〇〇年一〇月二五日）[27]。

(イ)右の判例のうち、G―〔6〕は、市の買上げ権の譲渡可能性と、電力会社のガス設備購入可能性（ガス事業兼営可能性）とが論点になっている。買上げ権を自ら行使するか、他者に譲渡するかは、自由に決めうることだと判示している。但しこれは、契約上買上げがうたわれている事例であって、①で述べた州法上の根拠にもとづく買上げ権の譲渡可能性の事例ではないことに、注意が必要である。道路フランチャイズ契約の中に、買上げ条項が規定され、しかもそれが行使されようとした裁判上の事例としては、本件以外に見当らないようである。

(ロ)カーティスの判例要約によると、自治体は既に同じ地域内で操業している電気設備を購入することが、一般的に可能であり、さらに、正に自治体が電気事業に参入しようとするとき、州法によって、現存の電気事業の買上げ義務が、モラルから法的義務に変えられ、購入（買上げ）が義務づけられるときには、そのような州法は合憲であり（〔68〕）、会社の方から、自治体に強制することが可能である（〔69〕）。そして、会社が、電柱設置の一般的権限を〔州により〕

認められていれば、電柱が適法に設置されていないことをもって、右の州法上の〔買上げ〕利益を奪われないと〔68〕いうのが。判例の筋だということになる。[271]

(ハ)買上げ価格は、「公正な市場価格 fair market value」によるが、マサチューセッツ州一二条の運用としては、フランチャイズの現在の全価値 full present value of the franchise と共に、施設再設費 cost of duplicating the works（すなわち、当該施設を現時点で再建設すると想定したときに要する費用）が加わったのである。このため、たとえばウエイクフィールドの場合〔68〕事件）、施設再建設費方式によったため、実際のその当時の施設の価値よりも、五万ドル余分に支払い、合計額は一三万五千ドルになったという。このようなことから、公営電気事業の実施を投票で決めながらも、いざ買収という段になると、その対価の高さのため、実施できない場合もあったという。そこで、一二条の修正提案も、一部で行われたほどであったという。[275]

(267) 1 FOOTE & EVERETT, supra note 68, at 1088-91.

(268) 2 id. 1816-7; CROSWELL, supra note 52, at 167.

(269) Parsons, supra note 248, at 448-9.

(270) Citizens' Gas Light Co. of Reading, South Reading & Stoneham vs. Inhabitants of Wakefield, 161 Mass. 432, 37 N. E. 444.

(271) Hudson Electric Light Co. vs. Inhabitants of Hudson, 163 Mass. 346, 40 N. E. 109.

(272) Convington Gaslight Co. v. City of Convington et al., 58 S. W. 805.

(273) 判旨第三点について、二裁判官は反対意見を表明したようだが、詳細は、判例集に登載されていない。58 S. W. 805, 808.

(274) CURTIS, supra note 31, at 240-1.

(275) Parsons, supra note 248, at 460-1.

### (4) 公営電気料金

① 公営電気料金について、州法に規定をおいたのは、フッティ＝エヴァレットによると、ネブラスカ州と、マサチューセッツ州である。ネブラスカ州の場合は、市議会が、オーディナンスで、料金を決定するという、言わば形式面を定めるのみで、料金決定原則については、言及されていないようである。[276]

他方、マサチューセッツ州は、より詳細な規定を設けている。

一〇条：個人ならびに団体へのガスもしくは電気料金は、確定額にするものとし（shall be fixed）、三ヵ月に一度以上は変更されないものとする。いかなる〔料金〕変更も月の最初の日に発効するものとし、変更の発効の前に、当該〔電灯又はガス〕設備のある市もしくは町で発行されるいくつかの新聞があれば、そこに広告されるものとする。その料金は、ガス・電気委員会の、書面による同意なくしては、費用を下まわって定められてはならず、右の費用の中には、全営業費用に加えて、市もしくは町による施設の純投資への利子、〔本法〕六条の下での〔電気施設・設備のための土地利用の〕分担金、債券に支払われる利子、そのような債券のための減債基金の必要額、年間〔取得〕価格の五％以内の減価償却費 depreciation、ならびに、損失を含むものとする。ただし施設の投資の三パーセントを超えるいかなる損失も、右パーセントをこえない年度に〔三％を超える額を〕負わせうるものとする。料金は、市もしくは町の純投資の八パーセントを超える利潤を費用に認めてはならない。……」（L. 1891, Ch. 370, Sec. 10 傍点筆者）。

すなわち、費用額未満の料金設定は、特にガス・電気委員会の認可を要することとしていること、裏返して言えば、費用をまかなえる料金にすべきことと、「費用」に含まれるものとして、営業費用はもちろん、利子、減価償却費（上限設定）、適正利潤（八％以下）を具体的に列示しているのである。[277]

右のような州法上の規定のないときには、一般論としては、州自らが（公営料金を）決定しない限り、市は、そのサービスに対し、一定の料金を決定出来、それは合理的なものでなければならないということになる。[278]

② マサチューセッツ州のガス電気委員会年報によると、公営電気料金につき、右州法の規定にもとづき、原価割れ

料金の特別認可申請の事例が報告されている。ハドソン町の電気局から、一八九八年、商業用白熱灯料金を、キロワット時二〇セントに定める認可申請が、同委員会に出ている。同局は、街路灯供給と、商業用（個人宅、商店等）供給の両者を行っており、原価計算すると、後者は、キロワット時当り三五セントにつくのである。委員会は、一般論として、低料金による商業用の電気需要促進の努力の正当化を欠いているところでは、原価を割る料金申請は認められないとしつつ、本件申請については、一八九九年一月一日までの期限付で、暫定的に、需要促進のために申請料金を認めている。[279] また、ウエイクフィールド町の申請の事例も、認められている。[280]

判例において、需要家が、公営電気料金を争った事例は、十九世紀において見当らない（公営が、仮に街路灯を主体にしていたとすれば、予想されるところでもあるが）ようである。

(276) 2 FOOTE & EVERETT, supra note 68, at 1317.

(277) Cf. 2 id. 1087-8.

(278) 2 Pond, supra note 35, at 557; 12 McQUILLIN, supra note 34, at 483.

(279) Petition of the Hudson Municipal Light Board, 14 ANNUAL REPORT OF THE BOARD OF GAS & ELECTRIC LIGHT COMMISSIONERS (Mass) 10 (1899); なお、同町は、一八九九年一月六日に、商業用電灯料金二〇セント（継続）申請投票を行っている。Cf. 15 id. 47 (1900).

(280) Wakefield Petition, 10 id. 33 (1895). 但し、詳しい説明は掲載されていない。

## 第五節　ガス・電気委員会——マサチューセッツ州

十九世紀において、多くの州が、鉄道委員会を設置し、鉄道事業の規制を行ったのは、周知の通りである。[281] 電気事業に関しては、一八八五年にマサチューセッツ州に設置されたガス委員会が、その後八七年に電気事業も規制対象に

加え、ガス・電気委員会と改称されたものが、十九世紀における州委員会として、唯一のものである。[282] 二十世紀に入ると、一九〇五年に、ニューヨークにガス・電気委員会が設置され、さらに一九〇七年に、ニューヨーク州とウィスコンシン州とに、公益事業委員会が設けられ、二二年迄に、（テキサス州を除く）全州に委員会が設置された。[283]

従来、電気事業に関する公益事業規制委員会制度は、右のニューヨーク州ならびにウィスコンシン州の委員会に始まるとして、十九世紀のマサチューセッツ州のものについては、殆んど顧みられていなかったように思われる。しかし、本稿においては、十九世紀における電気事業規制をしめくくる意味において、また同時に、二十世紀への橋渡しとして、マサチューセッツ州の「ガス・電気委員会」について、やや詳細に、検討を加えておきたい。

### (1) 委員会の目的と性格

マサチューセッツのガス・電気委員会制度の問題点を浮かび上らせるため、一九〇八年の判決ではあるが、これから検討を始めよう。

**〔70〕ウェルド対ガス・電気委員会、ウェルド対ボストン・エジソン電灯会社事件**[284]

【事実の概要】 申請人ウェルドは、ボストン市在住で、自宅に、かつては被申請会社エジソン電灯会社から電気の供給を受けていたが、一八九三年一〇月二八日以降、電気からガス灯に契約を切換え、訴外、ブルックリン・ガス会社（判決時現在ブルックリン合同ガス会社）から供給を受けている。一九〇二年に、被申請会社と訴外会社との間に、供給区域分割の協定 arrangement が成立し、右線引の結果、申請人居住地域は、ガス会社の供給区域とされた。これに対し、申請人は、被申請委員会ガス・電気委員会に対して、「被申請会社は、申請人宅に、電気を供給することを命じられ要求される」旨の命令を求めたが、被申請委員会は、これを拒否したため、右決定の破棄のサーショレアライ writ of certiorari を求めたのが、第一の請求である。第二の請求は、被申請会社に対し、申請人宅への電気の再供給命令 mandamas を求めたものである。

【判旨】 被申請会社は、準公共団体 quasi public corporation で、公衆に対する義務を負っている。立法者の承諾なくしては、

右義務を履行する権限を手放すような財産処分やフランチャイズ処分は出来ない。

当州においては、ガス事業と電気事業とについて、一般に公衆の需要への供給の総費用が上昇し、おそらくは他の深刻な不便さを引起こす「競争 competition」よりも〔競争制限をし、その代りに〕「独占 monopoly の効果の幣害に対して」委員会の監視と統制という途を採用している。委員会により、電気又はガス灯料金の引下げ reduction in the price of gas ar electric light ならびに品質の改善 improvement in the quality が右会社に命じられ、委員会命令の不遵守については、裁判上強制することも可能であると規定されている（Rev. Laws, c. 121）。右州法は、競争が総費用の上昇を招き、不便さを招くとの前提に立っているのである（ワールワース電灯電力会社事件〔本稿〔11〕〕）。ある種の公共サービス public service は、ある条件の下では、競争よりも、州による規制の方が良いと、多くの人に考えられているのである。

申請人の申出に対して被申請委員会は、ブルックリン地方は、殆んどが未開発であり、電気事業にとって重要な開発地域で、双方の今後の開発のため、被申請会社と訴外会社とが合意に達したもので、申請人の要求する命令は、現時点では公益への不利益でないようにみえても、のちにより重大なものとなるので、公益上、申請を認めることが出来ないというものであった。

右協定の結果、両社は（同じ道路への）重複設備投資を避けることができる。「適切な条項が公衆のためになされている限り、州の立法政策と矛盾しないような〔フランチャイズ下での公の義務履行の〕実施の細目は、会社に委ねられていると解する」。右協定が、既に両者のワイアが設置されている〔本件〕道路を〔地域分割に〕含んでいることは、致命的とは思わない。独占のなすがままに消費者がされるということは、〔委員会の統制により〕ない。申請人の申立て棄却。（マサチューセッツ州最高裁、一九〇八年二月二八日）。

(イ)右判決で注目されるのは、州は、「競争」よりも「規制された独占」を、ガス灯ならびに電灯事業において採用し、そのために、委員会を設けたとの論法である。この判決の論理を、パンドはそのまま借用して、「マサチューセッツ州は、自然独占の事例において、常に非効率で不満足な競争による統制の代替物として、公益事業を規制するこの委員会形式を採用した最初の州である」と、述べている。[225] また、別の論者は、ガス灯会社ならびに電灯会社は、委

員会を、競争を制限し、当該市場への新規参入を制限する手段として、用いようとしたと、分析している。[236] 確かに、同州にガス委員会が設置された一八八五年の同じ法律中に、ガスの競争制限的規定が設けられており、また、電気にまで権限が拡大された八七年の同じ法律中に、電気の競争制限的規定が設けられていることからも、[237] 右の論法はうなずける。

(ロ)ガス・電気委員会について分析したJ・H・グレイは、大要以下のように述べている。第一に、本委員会を創設する州法の草案は、もともとボストン・ガス会社弁護士が作成し、ボストン市議会議員を通して、州議会にもちこまれたものであること、第二に、企業が州法による規制の方がより良いと確信しない限り、州法は実効性のないものであり、ガス会社の同意なくしては、公衆に利益をもたらすガス会社規制法は成立しないし、ガス会社の協力なくしては、法を実施できなかったこと、第三に、委員会は、公衆がそれに期待したことを行わなかったとの批判、すなわち、会社による違法行為を見のがしたり、委員会が特別に管轄を与えられたことについても、見のがしていたとの批判がある。これらの告発はあるいは真実であろうが、同時に、委員会はなしうることの全てを行い、存在し続けたという点において、委員が大いなる知恵を働かせたことも、同じく真実であろうと。[238]

また、パーソンズは、以下の三点において、当委員会は、不満足なものであるという。その第一は、委員会が、自治体のではなく、中央集権化された〔州の〕官僚機構を代表するものであったということ、第二に、委員の俸給が、(次の(2)で述べるように)、〔規制対象たる〕企業から支払われ、企業によって指名されると言われていること、第三に、意識するとしないとにかかわらず、委員が、自分よりも当該事業に詳しい企業の幹部や（企業内）弁護士と密接な関係になったり、影響を受けやすいということを、指摘している。[239]

(ハ)右の意見にあるような、委員会の限界を認めた上で、積極的評価の見解もある。すなわち、委員会が民衆の要求 popular demand から発したものではなくて、競争に対する保護の要請から出発したものであるとの認識に立った上

で、現実の委員会の活動の評価としては、「企業〔寄りの〕偏見の嫌疑を受けるけれども（Though charged with a corporation bias)、全体としては（on the whole)〔委員会の〕企業の監視は、より安い料金、改善された収支明細、ならびにより健全な財務をもたらした」と述べているものである。[289]

さらにカーティスは、「そのような〔委員会〕組織の一つの目的は、同じ供給区域の電気会社間の無制限な競争を廃することにある（〔70〕事件等）。しかしながら、おそらくそのような州法の主要な目的は、無競争で営業している電気会社の不当な行為と料金とからの公衆の保護である」と述べている。[290]

「主として市場保護を目的として、ガス企業に対する料金規制をおこなう州委員会」であるとの分析が、[292] 仮に正当であるとしても、利用者保護が、「市場保護育成イコール消費者保護」で片付けられたのかどうかは、次項以下で検証することとしたい（第五章(6)参照）。

電気に対する権限の加わった翌年（八八年一月）の年次報告書は、次のように述べている。

「多くの地域の公衆は、明らかにガス灯ならびに電灯を望んでおり、両者の照明方法への資本投資は、最善で最も廉価の照明を恒久的に確保することを促進するまで、委員会の行為と政策による同等の保護の資格が与えられる」。[291]

(291) 原野・前掲註11・一九二―四頁、根岸・前掲註13・一四頁、NEEDHAM C. COLLIER, A TREATISE ON THE LAW OF PUBLIC SERVICE COMPANIES 391-398 (1918); HENRY C. SPURR, GUIDING PRINCIPLES OF PUBLIC SERVICE REGULATION 1-16 (1924); THOMAS K. McCRAW, PROPHETS OF REGULATION 17 (1984) 参照。

(292) マサチューセッツ州のガス・電気委員会は、一九一九年一二月一日、当時の公益事業委員会 Public Service Commission（鉄道、軌道鉄道、電信、電話等を規制）と共に、公益事業局 Department of Public Utilities に権限が統合された。したがって、同委員会は、一九八五年から一九一九年まで存続したものである。Cf. 7 ANNUAL REPORT OF THE PUBLIC SERVICE COMMISSION, (Mass.), at vii (1920).

(293) Lagassa, State Utility Commission as Vestigial Organs, 28 U. KAN. L. REV. 291, 292 (1980); SPURR, supra note 281, at 59. 一九〇七年のニューヨーク州公益事業委員会法にもとづく公益事業委員会 Public Service Commission は、同州を

二つに分け、第一地区委員会と第二地区委員会とから成り、また、一九〇五年に設置されたガス・電気委員会 Commission of Gas and Electricity のほか、ガス・メーター検査官 State Inspector of Gas Meters ならびに鉄道委員会の権限も、引継いだものである。Cf. 1 REPORT OF THE PUBLIC SERVICE COMMISSION FOR THE FIRST DISTRICT OF THE STATE OF NEW YORK 7-8 (1908); WILLIAM M. IVINS & HERBERT D. MASON, THE CONTROL OF PUBLIC UTILITIES, 44-7, 660-1 (1908). 右の IVINS & MASON は、右の公益事業委員会法 (L. 1907, Ch. 429) の逐条解説書である。同法と、同年のウィスコンシン州公益事業法 Public Utility Law の条文は、JOYCE, supra note 37, at 877 ff. にも収録されている。

(284) Weld v. Gas & Electric Light Commissioners, SAME v. Edison Electric Illuminating Co. of Boston, 197 Mass. 556, 84 N. E. 101.

(285) 3 POND supra note 35, at 1821.

(286) Spengler, The Public Utility Problem Viewed Historically, in: WARREN J. SAMUELS & HERRY M. TREBING, ed., A CRITIQUE OF ADMINISTRATVE REGULATIONS OF PUBLIC UTILITIES, 165 at 170 (1972).

(287) 1 FOOTE & EVERETT, supra note 68, at 878, 1036-37.

(288) John H. Gray, quoted in: Bemis, Regulation or Ownership, in: BEMIS, ed. supra note 242, at 631, 653-5.

(289) Parsons, supra note 248, at 479.

(290) JONES & BINGHAM, supra note 14, at 163-4.

(291) CURTIS, supra note 31, at 477-8.

(292) 原野・前掲註11・一九三頁。

(293) 3 ANNUAL REPORT, supra note, 228, at 56, (1888).

### (2) 委員会の組織及び権限

① 委員会は、三名の委員からなり、州知事が、知事諮問委員会 governor's council の同意の下、毎年一名ずつ三年任期で任命する。委員は、ガス会社に雇用されてはならず、ガス会社の株式を所有してはならず、また直接・間接を問わず、ガスの製造もしくは販売そのもの、または製造もしくは販売に用いられる商品に、金銭的な利害があっては

ならない。

面白いことに、八七年に電気にまで委員の権限が拡大された際、ガス会社と委員との個人的関係を禁じる右の規定を、電灯会社との間に拡大する規定は、定められなかった。この見落し oversight は、現実に任命された委員の顔振れからは、実際的な意味（弊害）を持たなかったと言われている。[294]

委員の俸給を含む委員会の年間費用は「いくつかのガスおよび電灯会社に、その総収入に応じて、鉄道委員会[295]の経費の査定と回収に定められているのと同じ方法で、負担されるものとする」と規定された (L. 1885, Ch. 314, Sec. 6; L. 1887, Ch. 382, Sec. 4)。

② 委員会は、全ゆる電灯会社ならびにガス灯会社に一般的監督権 general supervision を有し (L. 1885, Ch. 314, Sec. 8; L. 1887, Ch. 382, Sec. 1)、委員会は、電灯もしくはガス会社の本法の規定の違反もしくは無視があるとき、または委員会の適法な命令 lawful order への違反もしくは無視があるときは、書面による告知ののち、州司法長官 attorney general に告発する (L. 1885, Ch. 314, Sec. 12; L. 1887, Ch. 382, Sec. 2)。衡平法管轄権のあるいかなる裁判所も、委員会の申請により、本法の規定ならびに委員会の適法な命令の強制を行いうる (L. 1885, Ch. 314, Sec. 13; L. 1887, Ch. 382, Sec. 2)。

③ 委員会は、ガスもしくは電灯会社の所在する市長もしくは町行政委員又は当該会社の二〇名の消費者の書面による申立てにより「告知と公開の聴聞ののち、委員会が正当で適正 just and proper と考える料金引下げ命令又は品質改善命令をなす権限を有する」(L. 1885, Ch. 314, Sec. 9; L. 1887, Ch. 382, Sec. 2)。

さらに、八八年改正法によって、委員会は、ガス会社の申請により、「ガス料金を決定 fix and determine the price of the gas」する権限を与えられた。告知と公開の聴聞ののち、委員会が、料金ないし品質に関する命令を発すると、「委員会が次の命令を発する迄は、当該ガス会社の料金ならびに品質に関して、全ての関係者を約束する binding

upon all parties」と規定された。なお、従前の、価格引下げならびに品質改善命令の規定との関係については、価格引下げ命令にかける最高価格は、新規定の手続によってのみ、引上げられるとしている（L. 1888, Ch. 350, Sec. 1）。また、右料金決定権は、のちに電気にも拡大された[296]（L. 1894, Ch. 327, Sec. 1）。

④　右のガス・電気委員会の権限について、マックローは、「〔マサチューセッツ州〕鉄道委員会のパターンに従って、料金に対する強い権限を行使しないで、その代りに、より穏やかに、企業と公衆との間の多数の困難な係争点を調停しながら規制するように試みた」として、「〔料金規制を行わぬ〕弱い委員会 so-called weak regulatory commission」に分類している[297]。しかし、先にみたように、八八年と九四年の改正法により、ガスもしくは電力会社からの申請を待ってという条件付ながら、委員会に、料金を決定する権能が与えられていることからすると、右の見方には、疑問符を付さざるを得ないだろう。

(294) 1 FOOTE & EVERETT, supra note 68, at 1037 n. 7.

(295) マサチューセッツ州の鉄道委員会は、一八六九年に設置された。三名の委員の俸給は、年間四千ドル（ちなみに州知事は五千ドル）で、この下に一人の事務官（年俸二千ドル）がついただけで、委員会予算は、実際には全て俸給であり、最初の十年間で一六万二千ドルに過ぎなかった。他方、右十年間の鉄道の総売上げは、三兆二千二百万ドルに達していた。McCRAW, supra note 281, at 19, 21. なお、ガス会社ならびに電力会社が、これら経費を負担することの法的問題については、前出註181を参照のこと。

(296) Cf. 1 FOOTE & EVERETT, supra note 68, at 1037-40.

(297) McCRAW, supra note 281, at 58.

——未完——